

学校施設跡地利活用計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間：平成28年12月20日（火）～平成29年1月24日（火）

意見提出者数：406名（内訳）郵送：3名、ファックス：9名、持参：389名（うち388名分は代表者が赤羽地域振興室へ持参）、
北区ホームページ：5名

意見総数：1,633件（類似の意見はまとめさせていただきました）

周知方法：北区ニュース（12月20日号）、北区ホームページ、企画課、区政資料室、地域振興室、図書館（昭和町除く）

提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

〔共通事項〕

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	両校ともに低平地にあるため、水害への対応を明記されたことは評価したい。ただし、垂直避難施設を名目とした高層建築物の建設は避けるべきである。「北区景観づくり計画（景観づくりガイドライン）」を踏まえ、建築物の高さは周辺の建築物群とのスカイラインとの調和に配慮することと、形態・意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮することを求めたい。北区洪水ハザードマップや荒川の浸水被害想定によると、水没しない高さについて具体的には、旧清至中は周囲よりも土地が高いため3階程度、旧赤羽中でも4階程度で対応できる。	1	利活用計画（案）では、防災への協力・配慮、地域ニーズへの貢献など一定の条件を付したうえで、売却または貸付を検討することとしており、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。事業の具体化にあたっては、これまで学校施設跡地が地域において担ってきた役割や機能に十分配慮するとともに、いただいたご意見を参考としながら、さらに検討を進めてまいります。
2	事業手法について、両校ともに売却又は貸付を行うこととされているが、都市計画法や建築基準法等にもとづく住民からの意見聴取は実質「儀式」で、このような法定手続き段階で意見を出しても、基本的な計画変更等は実質困難である。区立公園等の設計段階で行っているような、ワークショップ等による基本設計段階から近隣住民が参加できる機会を担保すべきであり、跡地の購入又は借受を行う事業者に対する条件として付すべきである。	1	
3	近隣住民の意見を跡地利用のルールとして規定する手法として、跡地と周辺の市街地を一体とした地区計画を定め、規制や誘導を行う手法がある。「北区都市計画マスタープラン」では地区計画制度の導入を推奨しており、「北区学校施設跡地利活用指針」でも跡地周辺をはじめとするまちづくりに資する利活用を図ることとされているため、具体的な手法として検討願いたい。	1	

〔旧清至中学校〕

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	具体化にあたって、清至中学校が存在したというモニュメントを設置できないか。	1	利活用計画に沿って跡地の本格活用を進めていくこととなりますので、現段階ではご意見としてお伺いいたします。
2	王子6丁目の施設が開業したが、老人介護施設はまだ不足していると認識している。	1	特別養護老人ホームにつきましては、平成29年度に2施設270床、平成31年度には王子6丁目に1施設165床の開設を予定しております。今後も施設の整備にあたりましては、基本計画、中期計画及び介護保険事業計画に沿って、計画的に進めてまいります。
3	少子化の一途をたどっているものの、将来状況が変わってくるといふ仮定を考慮した場合、学校用地の代替地があるのか。	1	現時点での区の推計では、将来的に北区の人口は減少する見込みとなっております。区立中学校の適正配置については、一定の区切りがついており、現在は、「東京都北区立学校適正配置計画」に基づいて区立小学校の適正配置について取り組んでおります
4	明桜中の生徒の部活動の場として、十分な場所が確保されているのか	1	基本的には、部活動の場所については、当該学校内で実施しております。
5	売却でなく、現状どおり賃貸の方向で検討できないものか。どちらが区の将来につながる事ができるか一考いただきたい。	1	利活用計画(案)は、北区学校施設跡地利活用指針の跡地の利活用の方向に位置づけられている「資産としての有効活用」に基づき、利活用検討委員会での検討結果を尊重し、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。

〔旧赤羽中学校①：全般について〕

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
1	保育施設や高齢者施設を建設する際は、その高さや規模によっては、地域住民への影響が大きいため、設計段階から、住民の意見を聴いて欲しい。	1	利活用計画策定後の事業の具体化にあたっては、関係法令に基づくとともに、区民の皆さまへの周知に、十分努めてまいります。
2	利活用計画(案)について、反対であり撤回すべき。説明会では計画案に賛成した住民はいなかった事実を尊重するべきである。	1	利活用計画(案)の策定にあたっては、学識経験者や区民代表等で構成される東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会を設置しました。検討委員会では跡地周辺地域の代表者との意見交換の機会を設けるとともに、意見募集を行い、区民の皆さまからご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ、検討委員会で検討を行い、取りまとめられた東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会最終報告書に基づき、利活用計画(案)を策定しております。
3	地元住民の了解の追加をすること。	11	
4	利活用計画策定前に再度説明会を開催すること。	5	
5	補助 86 号線の問題は裁判で係争中なので、利活用計画は先延ばしにして、再度立案の時は地元住民と町会の了解を得て、住民説明会をしてほしい。	374	再度の説明会は予定しておりませんが、今後とも的確な情報提供に努めてまいります。また、学校施設跡地は、区民共通の貴重な資産という認識のもと、有効な活用に努めていくことが重要であると考えております。
6	住民が納得するまでの十分な説明会と利活用計画の先延ばしを希望する。	3	
7	都も区も早急に決定せず、諸問題の流れを見極めて進行しても、決して遅くはない。	1	学校施設跡地は、区民共通の貴重な資産という認識のもと、有効な活用に努めていくことが重要であると考えております。
8	検討委員会が北とぴあで5回開催されたが、主体がどこにあるのか我々の意見も聞かず進められた。第一に住民の意見を聞くのが本筋だと思う。北とぴあの5回が全く無意味。住民の意見を聞いて、それをまとめて赤羽会館での説明会が本筋だろう。	1	利活用計画(案)の策定にあたっては、学識経験者や区民代表等で構成される東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会を設置しました。検討委員会では跡地周辺地域の代表者との意見交換の機会を設けるとともに、意見募集を行い、区民の皆さまからご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ、委員会で検討を行い、取りまとめられた東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会最終報告書に基づき、利活用計画案を策定しております。

9	学校は住民に一番便利なところに建てられており、住民の生活に安心安全を与えている場所である。その土地を売却等することには反対である。区が責任をもち運営・管理する住民の要望に沿った利活用の企画を考えて欲しい。	1	利活用計画(案)は、北区学校施設跡地利活用指針の跡地の利活用の方向に位置づけられている「資産としての有効活用」に基づき、利活用検討委員会での検討結果を尊重し、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。
10	検討委員会では、売却すべきでないという意見がたびたび出ている。利活用計画案から「売却」の文言の削除してほしい。	377	
11	売却ではなく貸付にした方がよい。	2	
12	先行して東京都に道路用地として売却はしないでほしい。	3	事業の具体化に向けては、事業手法にもあるとおり「東京都と十分に協議を行い、条件が整った上で、都市計画道路の整備に必要な用地の売却とともに、施設整備に支障の無い範囲において道路事業用の代替地として最低限必要な用地の売却を検討する。」としておりますので、さらなる検討を進めてまいります。
13	民間に売却したら防災・避難措置に逆行するのではないか。	1	利活用計画(案)は、北区学校指針跡地利活用指針の跡地の利活用の方向に位置づけられている「資産としての有効活用」に基づき、利活用検討委員会での検討結果を尊重し策定しています。 利活用計画(案)では、施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を基本に地震・水害をはじめとした災害に対する防災への配慮、保育需要の高まりへの対応、高齢化率の高い当地域の実情を十分考慮した地域ニーズへの貢献度など一定の条件を付したうえで、効率的な土地利用を視点とした提案方式による売却または貸付を検討することとしており、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。
14	住民から出された意見等は全て、ホームページから閲覧できるようにすることを求める。	3	いただいたご意見を公表する際には、わかりやすくお示しして区民の皆さまのご理解をいただく必要があると考えております。そのため、ご意見をくださった方の意を十分くみとるように努めて、要旨を整理させていただくとともに、類似の意見等については、まとめて区の考え方をホームページ等で公表しております。
15	利活用計画案策定の決定に至る経過の公開のため議事録の提出を求める。	3	検討委員会における議事録や配付資料については、北区公式ホームページ等で公開しております。

16	具体的な計画については今後作っていくと思われる。その際は地元自治会を含めた「連絡協議会」を立ち上げ、計画の段階から住民の意見を反映させてほしい。	3	事業の具体化にあたっては今後検討を進めてまいります。事業の進捗状況等適宜、的確な情報提供に努めてまいります。
17	赤羽中学の跡地の利活用計画が進められていることを近隣住民への周知が足りない。	1	検討委員会を開催するにあたり、北区ニュースやホームページで開催の周知を行うとともに、区民の皆さまからご意見をいただく際にも北区ニュースやホームページで意見の募集を行いました。また、パブリックコメントの意見募集にあたっては、意見募集のチラシ・ポスターの回覧・掲示を該当地域の町会・自治会の協力のもと周知を行いました。今後も引き続き情報提供・周知に努めてまいります。
18	事業決定前に再度説明会を実行すること。	4	事業の具体化にあたっては、関係法令に基づくとともに、的確な情報提供に努めてまいります。
19	①荒川が決壊した際の避難場所とすること。 ②住民や高齢者が利用できる集会所とすること ③保育所等を併設した児童館を設けること ④各教室部分を利用して文化・教養等の部屋として活用すること ⑤体育館はスポーツクラブ・音楽練習等で利用すること ⑥校庭は運動用広場として開放すること ⑦自治会事務所を確保すること なお、それぞれ使用に応じた使用料を設けて運営料金とすること。	1	利活用計画(案)では、施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を基本に地震・水害をはじめとした災害に対する防災への配慮、保育需要の高まりへの対応、高齢化率の高い当地域の実情を十分考慮した地域ニーズへの貢献度など一定の条件を付したうえで、効率的な土地利用を視点とした提案方式による売却または貸付を検討することとしております。事業の具体化にあたっては、これまで学校施設跡地が地域において担ってきた役割や機能に十分配慮するとともに、いただいたご意見を参考としながら、さらに検討を進めてまいります。

〔旧赤羽中学校②：施設について〕

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	旧豊島北中学校のように建物を補修することで、水害の避難所等防災に資する利用ができるのではないか。	1	施設の経年化や老朽化に伴い、引き続き使用する場合には施設の維持修繕や管理費の増大によるかなりの財政負担が予想されます。また、コンセプトに沿った利活用を図る上で、現状の建物を使用し続けるのは難しい状況ではないかと考えています。施設の整備にあたっては、地域ニーズへの貢献度など一定の条件を付したうえで、効率的な土地利用を視点とした提案方式による売却または貸付を検討してまいります。
2	建築職人の技術が十分継承されていない現状のなかで、現在の建物の建築時と同様な技術をもった職人を十分集めることは難しいことから、再築した建物での利用よりは現在の建物を有効利用して、保育施設、高齢者対応建物等で利用することを望む。	1	
3	現在の学校をそのまま一部必要に応じて補強し利用すること。	1	
4	保育施設、医療機関の誘致は賛成だが、住宅密集地でもあるので避難所機能としての体育館、校庭の空間は残して欲しい。利便性の高い立地なので、売却せずに区民のための空間を創設して欲しい。	1	利活用計画(案)では、地震や水害への対応等地域の防災性を高め、安全で災害に強いまちづくりのために有効利用することを基本的方向と位置づけております。利活用計画(案)は、北区学校施設跡地利活用指針の跡地の利活用の方向に位置づけられている「資産としての有効活用」に基づき、利活用検討委員会での検討結果を尊重し、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。
5	基本方針に、防災・減災対策と再生可能エネルギーの地産地消、自給自足対策を取り入れ拠点化し、費用の節約と地域のボランティア参加方式で実施すること。	1	利活用計画(案)では、安全で災害に強いまちづくりのための有効利用や保育所待機児童の解消とともに介護と医療機能の確保を基本的方向としております。今後は、いただいたご意見を参考としながら、検討を進めてまいります。
6	大規模駐車場が赤羽駅東側地域に存在していないことが、この地域の成長力が未だ潜在的なものでありつづけている原因である。そこで、暫定的に、自走式立体駐車場を設置するとともに、本格活用時に、垂直式避難施設を兼ねた堅固な立体式駐車場を再築すると良い。また、1階部分を新たなコミュニティバスの車庫として用いることを提案する。	1	利活用計画(案)では、駐車場としての活用を考慮しておりませんが、垂直避難施設については、基本的方向のなかで、安全で災害に強いまちづくりのための有効利用と位置づけております。
7	旧赤羽中学校は、北清掃工場建替え用地としても考えるべきだ。	1	東京二十三区清掃一部事務組合では、一般廃棄物処理基本計画で北清掃工場建替事業への着手を予定しており、現在の清掃工場を解体後、建設工事を行う予定と伺っております。従って、今回の計画では、北清掃工場建替え用地としての活用は考えておりません。

8	災害弱者をはじめ地域の人々のいのちを救う拠点として、3日から1週間の水・食糧の備蓄とエネルギーの自給自足が機能できる施設とすべき。	1	<p>基本的方向に示す施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を基本に地震・水害をはじめとした災害に対する防災への配慮、保育需要の高まりへの対応、高齢化率の高い当地域の実情を十分考慮した地域ニーズへの貢献度など一定の条件を付したうえで、効率的な土地利用を視点とした提案方式による売却または貸付を検討いたします。事業の具体化にあたっては、これまで学校施設跡地が地域において担ってきた役割や機能に十分配慮するとともに、いただいたご意見を参考としながら、さらに検討を進めてまいります。</p>
9	2丁目には、公園や学校が無く地震等の大災害があった場合に避難する場所が無い。住民の安全安心が第一と考えるなら、避難できる広いスペースが必要と考える。	1	
10	一定規模の広さを活用し、北区が誇れる医介連携の拠点の一つとして機能する施設があつて良い。	1	
11	最後までこの地に住めるように介護施設を特に希望する。	1	
12	子育て応援のために、保育園、病児・病後児を含む短時間預かりの保育・派遣型保育施設、放課後スクール、クリニック(内科・小児科・耳鼻科・皮膚科・眼科)を提案する。	3	
13	長生き応援のために、24時間地域巡回型訪問介護(看護)サービスの拠点、健康寿命を延ばす予防運動施設、高齢者のボランティアセンターを提案する。	3	
14	保育・介護等に関連する施設は当然に必要である。それに伴い医療施設も必要となる。	1	
15	<ul style="list-style-type: none"> ①小児医療併設の保育所とともに日常的に子育ての不安を話し合える場所の確保を ②学童保育と思春期(特に中学生)の居場所の確保を ③誰もが声をかけあえる場所の確保を ④住民の活動場所の確保を ⑤誰もが利用できる食堂及び喫茶店の確保を ⑥現在の学校をそのまま一部必要に応じて補強し利用すること 	1	

16	北区は病児保育、障害児保育が手薄で、ひとり親支援、子供の貧困対策も含め、中高生まで預かれる病児対応の学童保育も併設し、児童相談所の機能ももった総合的な子供の為の施設が必要である。また、渋谷の「こどもの城」のような施設が出来れば、地域活性化になる。	1	
17	災害対策のために、水害時対策としての3階以上の垂直避難施設、志茂1丁目自治会館、コミュニティカフェの設置、建物の壁面緑化等を提案する。	3	
18	学生寮や通り抜け通路としての利活用を提案する。	3	
19	高齢者が幼児とコミュニケーションをとることで、認知症等の進度を抑えることができ、児童・高齢者とも待機の方々が多いことから、老人ホームと保育園の併設を希望する。	1	
20	登録団体が定期利用できる打楽器可能な防音された倉庫つき多目的室を作り、平日昼間は保育園や近隣学校の部活動、夜間休日は登録団体が定期利用できる施設が必要。暫定活用として、地元住民が利用できるコミュニティ施設として活用してほしい。	1	コミュニティ施設について、旧赤羽中学校跡地周辺においては、類似施設として赤羽会館や元気ぷらざの集会施設のほか、建設中であるなでこ小学校にもふれあい館が複合化されることから満たされていくと考えられます。
21	敷地南側に立っているE棟は、築年数が最も浅い建物である。道路計画が進捗し、工事着工されるまでは、地元住民が利用できるコミュニティ施設として活用してほしい。	3	
22	志茂町公園内にある旧志茂西ふれあい館を自治会館として使わせてもらえないなら、学校跡地の一部を自治会館の敷地として提供してほしい。	377	利活用計画(案)の基本的方向では防災機能の確保も視野に入れていることや、また、事業手法にもあるように、災害に対する防災への配慮などの地域の実状を考慮した地域貢献など条件を付したうえで、本格活用を図るということになっています。事業の具体化にあたっては、他の町会・自治会との公平性の観点も踏まえながら、いただいたご意見を参考としながら、さらに検討を進めてまいります。
23	地元の防災拠点として土地活用するため、跡地の一部を地元町会に貸付してほしい。	1	

〔旧赤羽中学校③：道路事業等について〕

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
道路事業について			
1	住民が補助 86 号線拡幅計画に反対して、提訴して係争中にもかかわらず、住民の心を逆なでする文言も活字化している。	1	<p>首都直下地震の切迫性などを踏まえると、特定整備路線の整備は延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保など、木造密集地域の防災性の向上をさせる上で、極めて重要な取り組みと認識をしております。区として協力していくことが必要と考えております。</p> <p>防災・安全性を高めるという視点では、区として都市計画道路整備事業に協力していくことが必要と考えており、代替地については、道路事業によって影響を受ける地域住民の皆さまの生活の変化等を最小限に留めることが区の責務であると考えております。</p> <p>また、旧赤羽中学校の跡地では、都市計画道路事業の用地が含まれるため、道路事業について記載しております。</p>
2	安全で災害に強いまちづくりには、道路事業が必要と取れる内容であるが、現在の災害・防災の専門家は、建物の耐震化・不燃化・初期消火可能な地域コミュニティの強化が重要だと言っていることや糸魚川の大火事では木造不燃化建物であれば火災から守れることが立証され、建物の不燃化が重要であることから、緊急車両通行のための道路もすぐ横に存在するという志茂一丁目の状況を考えると、基本的方向の「道路事業」という文言の削除を求め。	6	
3	都の 86 号線道路計画とからめての案に反対である。住民が反対の裁判係争中です。住民の心を逆なでするような説明会であった。	1	
4	基本的方向①の「道路事業等の」の文言は削除すべきである。都市計画道路補助 86 号線にかかる都市計画手続きについては現在係争中である。判決が出る前に、都市計画道路を既定事実として本計画で先取りすることは問題である。	1	
5	道路事業の文言を削除すること。	9	
6	事業手法の都市計画道路の整備は、利活用計画の付随事業であることから、道路事業及び売却の文言削除を願う。	1	
7	「東京都と十分に協議を行い、条件が整った上で、…」とあるが、北区が都の道路事業に協力するスタンスで協議を行うべきではない。判決がでて、かつ沿線住民との合意形成を進めることが道路事業を進める条件である。それまで当面の間は、検討委員会や地域説明会で委員や住民が指摘していたように、暫定利用を続けることを検討すべきである。	1	

8	「道路事業等の防災まちづくりを推進し…」とあるが、旧赤羽中学校跡地に道路事業がどう関係があるのかわからない。	1	
代替地について			
1	都市計画道路の整備による代替地としての使用は良い。	1	首都直下地震の切迫性などを踏まえると、特定整備路線の整備は延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保など、木造密集地域の防災性の向上をさせる上で、極めて重要な取り組みと認識をしており、区として協力していくことが必要と考えております。また、代替地については、道路事業によって影響を受ける地域住民の皆さまの生活の変化等を最小限に留めることが区の責務であると考えております。施設整備に支障の無い範囲において道路事業用の代替地として最低限必要な用地の売却を検討してまいります。
2	「代替地」という文言削除を求める。	3	
3	当該土地は住宅密集地にあるまとまった土地であり、区民の貴重な資産であるため、代替地としての売却は反対である。	1	
4	道路事業代替地及び都に売却の文言の削除をすること。	2	
5	「代替地」の文言削除、売却の文言削除すること。	2	
6	「用地売却」はすべきではないし、道路事業用の「代替地の売却」も一部のものに限定されるので削除すること。	1	
7	道路事業用の「代替地」と売却の文言の削除すること。	1	
8	そんなに広くない跡地に何戸の家が建つと考えるのか、民間に売り渡して、高層のマンションにして立ち退きの人達を、入居させようと計画しているのか。住民第一に考え前に進めてほしい。	1	
道路事業及び代替地について			
1	検討委員会で補助 86 号線事業のことは切り離して検討することだったので、基本的方向①にある「道路事業」の文言は削除を。都から検討依頼のあった代替地については、提供の是非を検討会で協議していないので、代替地に関するすべての文言の削除を。	374	利活用計画(案)は、検討委員会での議論を踏まえ取りまとめられた東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会最終報告書に基づき策定しております。首都直下地震の切迫性などを踏まえると、特定整備路線の整備は延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保など、木造密集地域の防災性の向上をさせる上で、極めて重要な取り組みと認識をしており、区として協力していくことが必要と考えております。また、代替地については、道路事業によって影響を受ける地域住民の皆さまの生活の変化等を最小限に留めることが区の責務であると考えております。

2	<p>補助86号線は、賛成の人、反対の人がおり裁判も行われていて、決着がついていない。あたかも決定されたかのように活用(案)に入れることには反対である。その意味から、下記の2点を削除して欲しい。</p> <p>①基本的方向の①「道路事業等」 ②事業手法の2つ目「施設整備に支障の無い範囲において道路事業用の代替地として最低限必要な用地の売却を検討する」代替地として特定個人に提供するの、利活用の趣旨に反している。跡地は地域住民のために使うべき。</p>	1	<p>基本的方向の①「安全で災害に強いまちづくりのための有効利用」につきましては、都市計画道路事業のほか、広場のようなオープンスペースを確保し災害時に開放することや、水害時等に高い場所に避難できるような垂直避難施設にするといったようなことも含めて、複合的な視点で検討してまいります。首都直下地震の切迫性などを踏まえると、特定整備路線の整備は延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保など、木造密集地域の防災性の向上をさせる上で、極めて重要な取り組みと認識をしております。また、代替地については、道路事業によって影響を受ける地域住民の皆さまの生活の変化等を最小限に留めることが区の責務であると考えております。</p>
3	<p>道路事業等の防災まちづくりを推進し…の文章より「道路事業等の」部分の削除を。学校跡地利活用計画の第一番に「道路事業」がくるのはおかしい。「等」をつけてあいまいにしないで下さい。旧赤中跡地に関係する道路事業は補助86号線しかない。全戸を収容出来る代替地でなければ不平等である。</p>	1	
4	<p>基本的方向①「道路事業等」や事業手法〇-2「都市計画道路の整備に必要な用地の売却とともに…道路事業用の代替地として最低限必要な用地の売却を検討する」の文言削除を次の説明会までにすること。</p>	1	
その他			<p>首都直下地震の切迫性などを踏まえると、特定整備路線の整備は延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保など、木造密集地域の防災性の向上をさせる上で、極めて重要な取り組みと認識をしており、区として協力していくことが必要と考えております。また、代替地については、道路事業によって影響を受ける地域住民の皆さまの生活の変化等を最小限に留めることが区の責務であると考えております。条件につきましては、協議を行う上でさまざまなことが想定されると認識しております。</p>
1	<p>「東京都と十分に協議を行い、条件が整った上で、…」の文章で「条件が整った上で」をもう少し具体的にしないとどうしても解釈できる。この文言は、「補助86号線裁判の結果が出て、条件が整った上で」と改める。条件が整うかどうかかわからないうちから「代替地」や「売却」等の文言は削除すること。</p>	1	
2	<p>「条件が整った上で」の文では、検討委員会第5回目までに出たまとめと違う。ここは、「裁判で決着し道路の条件が整った上で」と直すべきである。ここでは、「代替地」とか「売却」とか条件が整わない前に文言を入れず、これを削除すること。</p>	1	

3	第2項では東京都に土地を売却することを優先して第3項では将来的な土地利用のあり方を踏まえて十分に検討するとある。第3項があるのに第2項で東京都だけは例外的な取り扱いのようになっており、これは矛盾している。第2項は「地裁での決着がつき条件が整った上で」と文言を改めること。	1	
4	「東京都と十分に協議を行い、条件が整った上で、…」とあるが「条件が整った上で」の主語があいまいで「東京都との条件」とも読めるから文章を直すこと。「道路の裁判の結果が出て条件が整った上で」とする又、地元住民の了解なしにはやらないこと。	1	
5	代替地の件について、最初から代替地を提供することを前提で検討委員会に諮ったのは区の独断専行である。事業手法の「条件が整った上」の条件を裁判の結果と住民の合意の上と具体的に表示してほしい。	3	
6	旧赤羽中学校を都市計画道路代替地として都に売場合は、上十条や中十条にある、民営圧迫批判がある都営アパート空室を統合集約して、都自身も代替用地として提供することの確約を条件とすべきだ。	1	代替地については、道路事業によって影響を受ける地域住民の皆さまの生活の変化等を最小限に留めることが区の責務であると考えていることから事業手法に「最低限必要な用地の売却を検討する。」と記載しております。ご意見については、東京都へ伝えてまいります。
7	中学校を道路代替地とするのは、都が十条の補助73号線説明会で言明した学校跡地は、代替地にしない事と矛盾する。	1	
8	学校跡地を道路代替地とする場合は、対象となる地権者全員分を確保し、不公平にならない様にすべきだ。	1	今後、いただいたご意見を参考としながら、東京都と十分に協議を行い、条件が整った上で、施設整備に支障の無い範囲において道路事業用の代替地として最低限必要な用地の売却について、検討を行ってまいります。